

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(令和3年4月1日更新)

処 分 名	地域福祉会館の利用料金等の承認	
根拠法令(例規)及び条項	美唄市地域福祉会館条例 第8条第4項	
法令(例規)番号	平成8年12月19日条例第20号	
関 係 条 項		
所 管 課 係 名	地域福祉課地域福祉係	
審 査 基 準	基 準	<p>(利用料金等)</p> <p>第8条 指定管理者に会館の管理を行わせる場合にあつては、会館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 前項の規定により、利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、前条の規定は適用しない。</p> <p>3 利用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</p> <p>4 利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>[別表]</p> <p>5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。</p> <p>6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
	審査基準未設定理由	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>ア：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	1日	
備 考		

別表(第7条関係)

使用料

使用区分 利用料金の額

5月～9月 1月～4月、10月～12月

集会室 1時間につき 1,350円 1時間につき 1,880円

その他の室 1室につき 1時間につき 300円 1時間につき 410円

全室 1時間につき 2,080円 1時間につき 2,820円

冠婚葬祭全室 1日につき 28,800円 31,420円

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	被措置者等の費用の徴収区分の変更
根拠法令(例規)及び条項	美唄市身体障害者等福祉の措置費用徴収に関する規則第 6 条
法令(例規)番号	昭和 56 年 1 月 20 日規則第 1 号
関 係 条 項	
所 管 課 係 名	地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	<p>(費用徴収階層区分の変更)</p> <p>第 6 条 市長は、被措置者等が災害、病気又はその他の事情により費用の全部又は一部の納付が困難と認めたときは、費用徴収階層区分を変更することができる。</p> <p>2 前項の規定により階層区分の変更を受けようとする者は、階層区分変更申請書(別記様式)を市長に提出しなければならない。</p>
	<p>審査基準の未設定理由</p> <p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	14 日
備 考	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	地域福社会館の使用承認
根拠法令(例規)及び条項	美唄市地域福社会館条例第 4 条第 1 項
法令(例規)番号	平成 8 年 12 月 19 日条例第 20 号
関 係 条 項	美唄市地域福社会館条例第 3 条
所 管 課 係 名	地域福祉課地域福祉係
審 査 基 準	<p>(使用の範囲)</p> <p>第 3 条 会館を使用できる範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社会福祉活動及び教養の向上並びにレクリエーションに使用するとき。</p> <p>(2) 講習会、研修会その他諸会合に使用するとき。</p> <p>(3) 青少年健全育成の目的で使用するとき。</p> <p>(4) 前 3 号のほか市長が必要と認めるとき。</p>
	<p>審査基準未設定理由</p> <p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
標 準 処 理 期 間	1 日
備 考	